

# 改正育児・介護休業法等説明会及び相談会

主催 島根労働局

妊娠・出産、育児期や家族の介護が必要な時期に、男女とも離職することなく働き続けることができるよう平成29年1月1日から改正育児・介護休業法、改正男女雇用機会均等法が施行されます。

これにより、育児・介護休業規定の整備（①介護休業の分割取得 ②介護のための所定外労働の免除 ③子の看護休暇・介護休暇の半日取得 ④有期契約労働者の育児休業等の取得要件の緩和等）や、妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメント防止措置を講じることが事業主に義務付けられます。

島根労働局では、改正内容や育児・介護休業規定の整備、妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメント防止措置について説明会を開催いたします。説明会終了後は個別相談会も行います。ぜひご参加ください。

日 程	会 場	時 間	定 員
平成28年10月26日(水)	くにびきメッセ 501大会議室 松江市学園南1-2-1 TEL0852-24-1111	9:30~12:30	120名
		13:30~16:30	120名
平成28年10月27日(木)	出雲市民会館 301会議室 出雲市塩冶有原町2-15 TEL0853-24-1212	9:30~12:30	120名
		13:30~16:30	120名
平成28年10月31日(月)	浜田市総合福祉センター 会議室1~3 浜田市野原町859-1 TEL0855-22-0094	13:00~16:00	100名
平成28年11月 1日(火)	益田市人権センターあすなる館 多目的ホール 益田市須子町3-1 TEL0856-31-0412	13:00~16:00	100名
<b>【説明会】</b> ※約2時間 <b>【個別相談会】</b> ※説明会後に実施	・改正育児・介護休業法及び法に沿った育児・介護休業規定の整備について ・妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメントの防止対策について 等		

申込方法：下記申込書を10月19日(水)までに、島根労働局雇用環境・均等室あて FAX 又は郵送でお申込みください。

## 申 込 書

FAX 0852-31-1505

事業所(団体)名			
所在地・TEL	〒	TEL( )	-
所属・役職名		氏 名	
希望会場 (午前・午後) ○を付けてください	10/26 : 松江 ( 午前 ・ 午後 )	10/27 : 出雲 ( 午前 ・ 午後 )	
	10/31 : 浜田	11/ 1 : 益田	

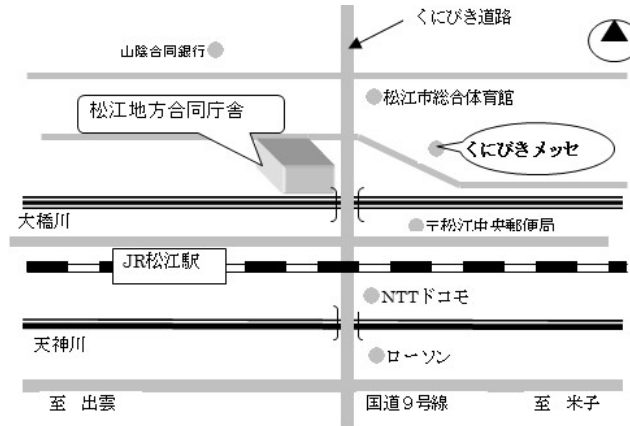
※参加受付は、定員になり次第申込みを締め切ります。また、各事業所1名に限らせていただく場合がありますのでご了承ください。

申 込 先  
島根労働局雇用環境・均等室

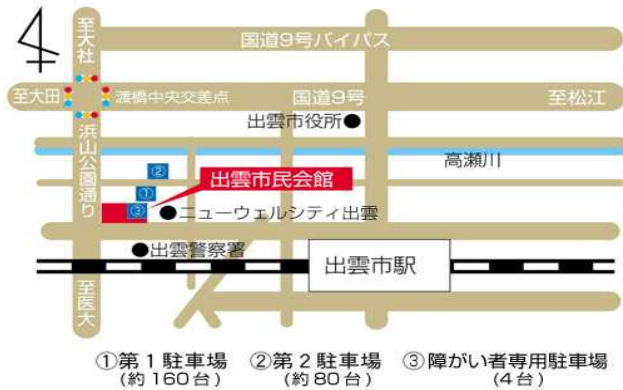
〒690-0841 松江市向島町 134-10 松江地方合同庁舎 5F  
TEL 0852-31-1161 FAX 0852-31-1505

# 【会場のご案内】

平成28年10月26日 くにびきメッセ



平成28年10月27日 出雲市民会館



平成28年10月31日 浜田市総合福祉センター



平成28年11月1日 益田市人権センターあすなろ館

